

外国人児童生徒等における教科用図書の使用上の困難の
軽減に関する検討会議の運営について

令和元年8月14日
外国人児童生徒等における教科用図書の
使用上の困難の軽減に関する検討会議

(趣旨)

第1条 外国人児童生徒等における教科用図書の使用上の困難の軽減に関する検討会議
(以下「検討会議」という。)の運営については、以下のとおり定めることとする。

(検討会)

第2条 座長は、検討会議の議長となり、議事を運営する。

2 座長がやむを得ない理由により検討会議の会議に出席できないときは、検討会議に属する委員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(会議の公開)

第3条 検討会議は原則として公開とする。ただし、座長が非公開とすることが適当と認める場合には、その一部又は全部を非公開とすることができる。

(会議資料の公開)

第4条 検討会議の会議資料は原則として配付資料をホームページへの掲載等により公開する。ただし、座長が非公開とすることが適当と認める場合には、その一部又は全部を非公開とすることができる。

(議事概要の公開)

第5条 検討会議の議事は、議事概要等をホームページへの掲載等により公開する。ただし、座長が非公開とすることが適当と認める場合には、その一部又は全部を非公開とすることができる。